

粒子線治療に係る統一治療方針の修正案の取扱い等について（案）

1. 経緯

- 先進医療 A における粒子線治療に関しては平成 28 年度以降、統一治療方針に規定された疾患のみに対して実施しているが、平成 29 年 6 月 8 日の本会議において、日本放射線腫瘍学会（以下、「学会」という。）より提出された統一治療方針の修正案の取扱い等について、以下の指摘がなされた。
 - ① 統一治療方針の修正案（参考資料 1）のうち、肺・縦隔の治療方針について、さらなる修正、追記等が必要。
 - ② 統一治療方針の策定過程の確認が必要。
 - ③ 各施設におけるがんセンターボードの設置状況やがんセンターボードにおける議論の概要について確認が必要。
- これらの指摘を受け、学会に対して統一治療方針の修正案、学会における統一治療方針の策定過程及び各施設におけるがんセンターボードの現状について提出を依頼したところ。

2. 今後の取扱いについて（案）

- 学会より提出された、修正後の肺・縦隔の統一治療方針（参考資料 2）、学会における統一治療方針作成の過程（参考資料 3）、並びに各施設におけるがんセンターボードの現状について、先進医療会議で確認した上で、修正された統一治療方針に則った治療を実施してはどうか。